

埼玉県医師信用組合定款変更のお知らせ

平成 30 年 8 月 1 日
埼玉県医師信用組合

当組合は、去る 6 月 27 日開催の総代会において、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」という。）の施行に伴う電子公告実施に向けた定款変更を決議いたしました。従来の「この組合の事務所の店頭に掲示する方法及び埼玉県医師会の発行する埼玉県医師会誌に掲載する方法」に加え、「休眠預金等活用法」第 3 条第 1 項に基づく公告を行なう場合には、当組合の公告は電子公告によるものとする規定を追加するものです。

定款変更の内容は以下のとおりです。

■ 変更箇所

第 1 章 総則

（公告の方法）第 7 条

【変更前】

この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法及び埼玉県医師会の発行する埼玉県医師会誌に掲載する方法により行なう。

【変更後】

この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法及び埼玉県医師会の発行する埼玉県医師会誌に掲載する方法により行なう。

2. 前項にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 3 条第 1 項に基づく公告を行なう場合には、この組合の公告は電子公告によるものとする。

■ 変更日

平成 30 年 7 月 23 日

詳しくは、埼玉県医師信用組合 営業部（TEL：048-824-2651）までお問合せください。